り災ごみの搬入について

生駒市内にお住まいの方で、一般住居用住宅がり災し発生したごみは、清掃リレーセンターに搬入することができます。

清掃リレーセンターに搬入可能なものは、ごみガイドブックで市が処理できるとなっているもののほか、次のものがあります。

　　・可燃ごみ

　　※柱等木材は、直径25㎝以上のものは長さ30㎝以内に、それ以外のものは1m以内に切ってください。

　　※たたみ、絨毯(じゅうたん)は一緒でも構いませんが、他のものとは分けてください。

　　・不燃ごみは、金属製品に限るものとします。

　　※建物の基礎部分、アスベスト・石綿などの有害物、土、がれき、瓦、コンクリート、石膏ボードなどは受け入れできません。専門業者へ処分を依頼してください。

　・上記以外でも受け入れ可能な物と不可能な物がありますので、現場確認のうえ判断する場合がありますので問い合わせてください。

り災ごみは原則手数料無料ですが、手続きをしてください。

（１） 消防署で「り災証明書」の交付を受けてください。

（２）「一般廃棄物処理手数料減免申請書」と「り災証明書」を合わせて当センターに提出してください。

（３）当センター職員が、り災者立会のもと現場を確認させていただきます。

（４）審査後「一般廃棄物処理手数料減免承認書」を交付します。

　　※り災後3カ月以内に申請してください。それを過ぎると減免は適用されません。

搬入開始時期等について

・一般廃棄物処理手数料減免承認書の交付を受けてから搬入していただきます。

　・搬入については開始後3カ月以内とし、それ以降は搬入できません。

搬入日時

　・月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

　　　　午前：９時から１１時１５分

　　　　午後：１時から３時３０分

搬入する際の注意事項

（１）搬入車両

　　・最大２t車までで、分別のうえボディー擦り切り一杯までとし、飛散防止措置を講ずること。

　　・１日3台までの受け入れとします。

　　・パッカー車での搬入、過積載車両の搬入は認めません。

（２）原則として自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者（有料）に依頼して分別や搬入をしてもらってください。それ以外の個人や解体業者などに搬入を依頼する場合は、り災者本人が搬入車両に同乗することが原則です。

（３）搬入前に搬入するごみの種類と量を必ず連絡してから持ち込んでください。

（４）搬入に際しては、清掃リレーセンター職員の指示に従ってください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者

　㈱生駒市衛生社　　　　　　　0120‐77‐9031

　㈱ＮＡＮＢＵ　　　　　　　　0120‐568‐888

　㈱奈良県クリーンセンター　　0743‐77‐0990

　関西メタルワーク㈱　　　　　0743‐77‐6017